

国見町は、平成 20 年（2008）に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）に基づき、平成 27 年（2015）2 月 23 日に国見町歴史的風致維持向上計画の第 1 期計画の認定を受け、平成 27 年（2015）度から令和 6 年（2025）度までの 10 年間、歴史的風致の維持向上に努めてきました。この間、「道の駅国見あつかしの郷」、「あつかし歴史館」、「あつかし千年公園」を整備し、また歴史文化基本構想の策定やシンポジウム等各イベントを定期的で開催し、文化財の保存継承に関わる支援を行いながら、「歴史を活かしたまちづくり」の推進を住民協働のもとに取り組んできました。



しかし、本町を取り巻く状況は、相次ぐ自然災害や人口減少、少子高齢化などにより、民俗芸能・伝統行事を支える担い手が減少し、後継者不足により歴史的建造物等の維持管理が困難な状況となっています。

この地で先人によって絶えることなく培われてきた人々の活動、文化、歴史を受け継ぎ、今を生きる私たちが未来へ伝えるため、第 1 期計画の成果と評価を踏まえ、第 2 期計画を策定しました。

この度、令和 7 年（2025）3 月 21 日に「国見町歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」の認定を受け、令和 16 年（2034）度までの 10 年間でこれら課題の解決に取り組んでまいりたいと考えます。

終わりに、本計画策定にあたり、国見町歴史的風致維持向上計画協議会委員及び国見町文化財保護審議会委員をはじめとする各委員の皆さま、またシンポジウムや第 2 期計画説明会、パブリック・コメント等に参加・応募いただいた町民の皆さまより貴重な意見を多くいただきました。さらに祭礼や民俗芸能、イベント等に常日頃よりご協力をいただいております地区の皆さまに多くの助言をいただきました。

このような多くの皆さまのご協力により第 2 期計画を策定できましたことに心から感謝申し上げます。

今後も、町民のみなさまのご理解とご協力を得ながら歴史的風致の向上に努め、「歴史を活かしたまちづくり」に取り組んでまいります。

令和 7 年（2025）3 月

国見町長 村上 利通

国見町歴史的風致維持向上計画 (第2期)

令和7年3月21日 認定

福島県国見町

- 目 次 -

序 章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・1

1. 計画策定の背景
2. 計画の期間
3. 計画策定の体制
4. 計画策定の経緯

第1章 歴史的風致の背景・・・・・・・・・・・・・7

1. 自然的環境
2. 社会的環境
3. 歴史的環境
4. 文化財の分布状況

第2章 維持向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・50

1. あつかしやま 阿津賀志山をとりまく歴史的風致
2. 旧奥州街道藤田宿における歴史的風致
3. 旧奥州街道貝田宿にみる歴史的風致
4. 石蔵と石工技術にみる歴史的風致
5. こうみょうじ 光明寺集落の水利用に関わる歴史的風致
6. うちや 内谷春日神社の祭礼にみる歴史的風致
7. とっとりふくげんじ 鳥取福源寺観音講にみる歴史的風致

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・182

1. 国見町の歴史的風致の維持向上に関する課題
2. 上位・関連計画の状況と関連性
3. 歴史的風致の維持向上に関する方針
4. 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び範囲・・・・・・・・・・200

1. 重点区域の位置及び区域
2. 重点区域設定の効果
3. 良好な景観の形成に関する施策との連携

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項・・・・・・・・213

1. 国見町全体に関する事項
2. 重点区域に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備

及び管理に関する事項・・・・・・・・230

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理の考え方
2. 歴史的風致維持向上に資する事業

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・238

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針
2. 歴史的風致形成建造物の指定候補

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針

となるべき事項・・・・・・・・244

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方
2. 個別の事項
3. 届出が不要な行為

主な参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・246